

愛知きわみ看護短期大学学生通則

第1章 誓約書

(誓約書の提出)

第1条 入学者選考の結果、合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本人及び保証人の連署した誓約書を提出しなければならない。

(保証人の責務)

第2条 保証人は、2名を必要とし、その内1名は父母又はこれに代わるべき者を、他の1名は独立の生計を営む成人とし、本学の教育方針に従い、学生の一身上の責任及び学費等の納入について責任を負い得る者でなければならない。

(異動等に伴う届出)

第3条 保証人は誓約書の内容の記載事項などに変更があった場合は、速やかに届けを提出しなければならない。

第2章 学生証

(学生証の交付)

第4条 学生は、入学と同時に学生証の交付を受けるものとする。

(学生証の携帯)

第5条 学生は、常時学生証を携帯しなければならない。

(学生証の交付申請)

第6条 学生証の交付を受けるには、写真(カラー、白黒でも可 上半身無帽縦4.5 cm、横3.5 cm) 1枚を提出するものとする。

(学生証不携帯による施設の利用制限)

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等に入入り、又は利用することができない。

(学生証の呈示)

第8条 本学教職員から請求があった場合は、速やかに学生証を呈示しなければならない。

(学生証の再交付)

第9条 学生証を汚損、紛失した場合は、直ちに学務課に届け出て再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第10条 学生証は、卒業、退学及び除籍等により学生の身分を失ったときは、直ちに学務課に返還しなければならない。

第3章 住所届

(住所・電話番号の届出)

第11条 学生は、入学時に住所・電話番号を学務課に届けるものとする。住所・電話番号を変更した場合は、その都度速やかに届け出るものとする。

第4章 身上異動

(身上異動の届出)

第12条 学生は、改姓その他一身上に異動があった場合は、その都度速やかに学務課に届け出るものとする。

第5章 欠席届

(欠席の届出)

第13条 学生は、欠席をする(した)場合は、次のとおり学務課を経由して学長に届け出るものとする。

- 一 病気、事故等で欠席する場合は、欠席理由を記入した「欠席届」を提出しなければならない。
- 二 別表1に示す学校感染症(インフルエンザ、水痘、流行性角結膜炎等)に罹患した学生は出席停止とし、医師の診断書を添えた「欠席届」を提出しなければならない。
- 三 病気又は事故により2週間以上欠席する場合は診断書を添えて「長期欠席届」を提出しなければならない。
- 四 忌引で欠席する学生は、欠席理由を記入した「欠席届」に証明書類を添えて提出しなければならない。日数は土曜日・日曜日・祭日も含め下表のとおりとし、個々の事情により旅程日数を加算する場合がある。

1 親等など	7日以内	父母、子、配偶者、同居者
2 親等など	3日以内	祖父母、兄弟姉妹等
3 親等以上など	1日以内	おじ、おば、曾祖父母、甥、姪等

- 五 交通機関が事故等で不通となり欠席した場合、駅発行事故証明書又は遅延証明書を添えて「欠席届」を提出しなければならない。
- 六 以下の理由で欠席する者は、公欠とし、欠席理由を記入した「欠席届」に証明書類を添えて提出しなければならない。
 - ① 採用試験当日及び進学・編入試験当日(採用試験受験届)
 - ② 公式な依頼要請のあった行事への参加(公文書等)
 - ③ 上記以外で、本学学長が相当と認めた場合

第6章 服装

(学生の服装)

第14条 学生の服装は特に定めないが、学生らしい品位を保ち清潔感のあるものでなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断の実施)

第15条 学生は、毎年定期又は臨時に実施される健康診断を受けなければならない。

第8章 厚生施設及びその他の施設

(施設の使用願)

第16条 学生が本学の建物、施設を使用する場合は、あらかじめ学長の許可を受けるものとする。

2 建物及び施設の使用許可手続きについては、学務課に申し出るものとする。

第9章 団体、集会、掲示、出版等

(団体の結成)

第17条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、本学の教職員の中から顧問を定め、設立申請書及び規程を添えて所定の手続を行い、学生委員会の承認を得て学長の許可を受ける。

2 団体はその規程、その他届出事項を変更するとき、学外団体に加入しようとするとき、又は学生が学外において本学名を使用して団体的な活動をしようとするときもこれに準ずる。

(集会催物)

第18条 学生が学内において、集会、その他の催しをしようとするときは、その期日の7日前までに学長の承認を得るものとする。

(文書等の掲示、配布、発行等)

第19条 学生が学内において、文書又は印刷物を掲示、若しくは発行しようとするときは、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

2 学生が学外において、本学名を使用して前項の行為をしようとするときもこれに準ずる。

(解散、訂正、禁止)

第20条 団体及びその行為が、本学の運営を妨げ又は学内の秩序を乱すと認められたときは、これに解散あるいは訂正を命じ又は禁止することがある。

(証明書等)

第21条 在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、学生証、通学証明書、学生旅客運賃割引証、受験資格証明書、その他の証明書等の発行を希望する者は、所定の交付願を学務課に提出すること。

(提出書類)

第22条 この通則に定める提出書類の各様式及び手数料については別に定める。

附 則

この学生通則は、平成16年4月1日から施行する。

省 略

附 則

この学生通則は、平成24年4月1日から施行する。